

十勝管内公立小中学校教職員広域人事推進方針

(平成25年12月18日十勝教育局長決定)

(平成26年10月16日 一部改正)

この方針は、北海道公立小中学校教職員広域人事実施要項（平成22年10月14日教育長決定）に基づき、十勝管内から他管内へ異動する教職員について、次のとおり、趣旨等を定めることを目的とする。

1 趣 旨

十勝管内教職員のミドルリーダーを他管内へ派遣し、派遣先学校における学校力向上に資するとともに、異なる地域・学校環境の中で幅広い経験や交流を積むことにより、もって十勝管内教育の充実、向上を図る。

2 対象者

10年経験者研修修了者で、原則、概ね40歳代前半までの者とする。

3 期待する人物像

- (1) 派遣先学校において、年齢の若い教職員の中で、学校のミドルリーダーとして、学校長の下で学校力向上に貢献する意欲と能力を有する者。
- (2) 十勝管内とは異なる地域・学校環境の中で、主体的に実践を積み、広域人事終了後、その経験を十勝管内教育の充実・向上に還元する意欲を有する者。

4 異動対象管内

原則、釧路・根室管内（日高、後志、檜山、留萌、宗谷、オホーツクの各管内も可。）

5 実施期間

- (1) 3年を原則とするが、次の場合は2又は4年とすることができる。
 - ア 特別な事情がある場合等は、本人の希望や校長、教育長等の意向を考慮して、教育局長と道教育庁教職員課長が協議の上、4年とすることができる。
 - イ 異動後、巡回指導教員、道徳教育推進教師などの業務を行う場合は、本人の希望や校長、教育長等の意向を考慮して、教育局長と道教育庁教職員課長が協議の上、2年とすることができる。

6 実施期間中の取り扱い

広域人事により異動した者をフォローアップしていくために、業務等に関する相談を受ける窓口を十勝教育局企画総務課に設ける。

7 実施期間終了後の取り扱い等

- (1) 十勝管内公立小中学校教職員人事異動実施要項（昭和54年11月17日十勝教育局長決定）3の（8）に基づき、いずれかひとつのブロックの学校を経験したものとする。
- (2) 広域人事終了者が十勝管内に戻る際には、市町村、学校種、配置学校等について、本人の希望や勤務経験等を最大限配慮する。

また、終了後、北海道教育委員会が実施する研修派遣事業等への参加を希望する場合において、推薦にあたっては十分に配慮する。
- (3) 教頭及び主幹教諭昇任候補者選考を受検する際は、面接選考の評価に当たって十分考慮する。
- (4) 広域終了後も特別な事情がある場合、本人の希望や校長、教育長等の意向を考慮して、教育局長と道教育庁教職員課長が協議の上、異動先の管内で勤務することができる。（但し、十勝管内から、同方針4の管内に異動した場合に限る。）